

一般職給与法、特別職給与法、国家公務員育休法 の一部改正について(概要)

総務省

- 8月11日、人事院が、国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し勧告
- 勧告と同日、人事院から、国家公務員育休法の改正について意見の申出
- 総務省としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、人事院勧告(平均年収▲2.4%)どおりの法案等を国会に提出予定

I 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

1 月例給

- ① 俸給の引下げ(平均▲0.2%。初任給を中心とした若年層及び医師は据置き)
※本年4月から改正法施行までの較差相当分は、本年12月期の期末手当で調整
- ② 自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間、月額2,500円を支給)を廃止

2 ボーナス

一般職員等 現行 年間4.50月分 → 4.15月分(▲0.35月分)
指定職職員 現行 年間3.35月分 → 3.10月分(▲0.25月分)

3 超過勤務手当の支給割合の引上げ等

- ① 月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引上げ
(100分の125から100分の150に引上げ)
- ② 上記支給割合(150/100)と本来の支給割合(125/100)との差額分(25/100)の支給に代えて超勤代休時間を指定することができる制度を新設(地方公務員についても、国家公務員との均衡を考慮し、所要の規定を整備)

注:本年12月期のボーナスの引下げ等の内容が含まれているため、12月期のボーナスの基準日である12月1日より前に改正法が公布されていることが必要

II 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

1 内閣総理大臣等の月例給 一般職の指定職職員に準じて平均▲0.3%引下げ

2 ボーナス 現行年間3.35月分→3.10月分(▲0.25月分)

III 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

1 配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業・育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求を可能とする制度の導入

2 子の出生後一定の期間内(8週間)に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業の取得を可能とする特例の導入

※ 地方公務員についても、国家公務員との均衡を考慮し、所要の規定を整備

(参考2)

平成21年度給与改定所要額概算

- 平成21年人事院勧告を完全実施した場合の国の総人件費についての概算影響額は、▲1,390億円程度

(参考) 地方公務員について仮に平成21年人事院勧告に準じた給与改定を行うこととした場合の概算影響額は以下のとおり

(単位：億円)

区 分		金 額
所 要 額	給料表の改定による影響額	▲ 350程度
	その他の改定による影響額 (住居手当、期末・勤勉手当ほか)	▲ 3,490程度
	計	▲ 3,840程度
内 訳	特定財源 義務教育費国庫負担金等	▲ 460程度
	一般財源	▲ 3,380程度

(注) 本表の計数は、精査の結果異動することがあります。